

(様式)構造改革特別区域基本方針別表1(第6次提案に基づく追加部分)の原案に関する  
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	1307
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	網・わな猟免許について、網又はわなのいずれかを選択して申請し、免許を受けることを認める措置
意見提出者名	静岡県
意見の要点	<p>狩猟免許試験の技能試験の1つである10個の猟具についての使用の可否を問う「猟具の判別」について、現行では、網及びわなの両方の使用を目的とした試験となっている。</p> <p>今回、特例によって、網またはわなのいずれかの猟法に特化した試験を特区内で認めるにあたり、現行の試験方法を規定している関係通達等を改正し、特区内での新たな試験方法に対応したものとする必要がある。</p>
意見に対する回答	<p>網・わな猟免許に係る「技術試験」及び「知識試験」に関する通知について、5月上旬を目途に「網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業」に対応した試験内容となるように読替えを行う通知を出す予定である。</p>
担当省庁名	環境省